

企業連携型の通信制授業の 導入・活用マニュアル

一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム

VUCAと呼ばれる変化の激しい時代を迎え、学校教育においては、主体的に学び、グローバル感覚を身に付けつつ、未来を切り拓くことができる人材の育成がますます重要になっています。そのためには、税財源で公平に措置する「そろえる学び（＝公助）」や、受益者負担による各個人の学び（＝自助）のみにとどまらず、企業や地域社会等との連携や民間資金を活用した「共助」の充実を図ることが不可欠です。

そのような中、全国の島しょ部や中山間地域等の条件不利地域にある小規模公立高校に目を向けると、生徒数の減少に伴って教員定数が減少し、**一人の教員が複数の教科を担当する事例も少なくありません**。さらに、教員志望者が減っている影響などにより、**正規の教員免許を持たない教員の割合が増加し、生徒が学びたい科目を十分に履修できないという課題が指摘されています**。また、家庭の経済的負担や地理的な条件（交通手段の問題）などから、学習塾や予備校等の民間サービスを利用しにくい生徒もおり、**質の高い教育を受ける機会が地域によって不平等になりかねない（都市部と地方部の教育格差の拡大）**という懸念が生じています。

こうした状況を打開する方法の一つとして、「**学校間連携**」を活用した取組が注目を集めています。「学校間連携」の仕組みを整えることで、小規模公立高校であっても、必履修科目に加えて専門的な指導が必要となる科目を開設したり、生徒の学習ニーズに合わせた個別最適な学びを提供したりすることができるようになります。その際、**全日制課程の学習に通信制課程の学習を組み合わせた方法**を取り入れることで、地理的な条件に関係なく、必要な授業を実施することが可能です。加えて、前述の「共助」の観点から、**企業が持つ専門性を活かした授業を通信制課程に取り入れることで、より質の高い教育を導入**できる可能性があります。

本マニュアルでは、令和6年度経済産業省「未来の教室実証事業」の実証結果をもとに、**全日制課程の生徒が通信制課程の授業を活用するケースに加え、全日制課程の時間割に通信制課程の科目を組み込む場合の具体的な流れや事例、必要となる手続き・制度的根拠等を整理**しています。実際に本マニュアルを活用しながら導入を進めることで、小規模公立高校の教職員や管轄教育委員会の担当者の方々が共通の理解をもち、円滑に連携が始められることを意図しています。

目次

はじめに.....	1
1. 企業連携型の通信制授業の活用について.....	3
(1) 企業連携型の通信制授業とは.....	3
(2) 企業連携型の通信制授業活用のメリット.....	4
(3) 企業連携型の通信制授業活用の類型.....	5
2. 企業連携型の通信制授業導入から単位認定までのプロセス.....	6
(1) 補習型：導入から単位認定までのフローチャート・各プロセスの内容・留意点.....	6
(2) 時間割挿入型：導入から単位認定までのフローチャート・各プロセスの内容・留意点.....	7
(3) 導入時から実施までの留意点.....	9
3. 導入事例 単独校向け補習型（希望者）・情報 I.....	10
(1) 事例概要.....	10
(2) 導入の流れ.....	12
(3) 各所連携の流れ.....	13
(4) 授業の成果.....	14
4. おわりに（今後の展望）.....	15
(1) 教育現場のニーズのある教科・科目の開設.....	15
(2) 企業の力の活かし方.....	16
(3) よりスムーズな導入プロセスの模索.....	17
Appendix.....	19
1 関連法令・通知等.....	19
2 越境ガイドラインについて.....	19
3 運用上のサンプル書式.....	20

1. 企業連携型の通信制授業の活用について

本マニュアルにおける「通信制授業」とは、通信制高校に入学して受ける授業のことではなく、「全日制課程」に在籍しながら「通信制課程の学習」にも取り組むことを指します。通信制課程の学習を「**学校間連携（※）**」により受講し、単位の認定を行う必要が生じるため、生徒の在籍校と通信制課程の高校がしっかりとコミュニケーションをとることが重要となります。またこの時、通信制授業の内容に企業が有する専門性を活かすことで、質の高い授業を展開できる可能性があります。本章では、「企業連携型の通信制授業」の特徴や活用方法について、通常授業や遠隔授業と比較しつつ紹介します。

（※）学校間連携の根拠や特徴、実施例等については、Appendix の「越境ガイドライン」をご確認ください

（1）企業連携型の通信制授業とは

「通信制授業」とは、通信制課程の仕組みを活用して行う授業を指しており、主に以下の要素で構成されます。

【通信制課程の学習】

- 添削指導（レポート）
- 面接指導（スクーリング）
- 試験（テスト）

【学習支援】

- オンデマンド教材
- オンライン指導

これらの指導を通じて学習内容を習得し、単位認定を受けることができます。なお、学習支援として行うオンデマンド教材による学習とオンラインによる指導については、いつでもどこでも生徒のペースに合わせて行えます。

以下の図表 1 は通信制授業・通常授業・遠隔授業の特徴やメリットを比較した表です。生徒にとっての通信制授業のメリットは、時間や場所を問わず、自分のペースで学べることです。学校にとっては、遠隔授業と異なり、授業の受信側に教員を配置する必要がないため、人員コストが削減できる利点もあります。

<図表 1：通常授業・遠隔授業・通信制授業の比較>

	通常授業（対面）	遠隔授業（同時双方向型）	通信制授業
特徴	● 全日制・定時制高校が行う通常の対面による授業	● 全日制・定時制高校は、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる ● 受信側の教室には教員等を配置することが必要	● 添削指導・面接指導・試験により実施される
メリット	● 対面で行うため、生徒の理解度に応じてきめ細やかな教育を実現できる	● 同時双方向型で行うため、生徒の理解に応じた教育を実現できる	● 生徒はいつでもどこでも自分のペースで学ぶことができる ● 全国各地の生徒が履修することができる
デメリット	● 同一時間帯に同一場所において実施する必要があるため、地理的に通える範囲の生徒しか履修できない	● 人手が配信側と受信側の双方に必要 ● 複数校の生徒が履修するには、学校間の毎回の時間割の調整が必要	● 人とのコミュニケーションの機会が少なく、学びの質を確認・確保するための工夫が必要

また本マニュアルにおける「企業連携型の通信制授業」とは、企業と連携して前述の「通信制授業」を展開するものを指しており、主に以下の特徴があります。

- 企業が有する専門性を活かした教材を開発し授業で活用することで、通常の学校の学びでは得難い「伸ばす学び」を実現
- 教科指導に必要な専門的な知識、技能を有する企業の社員（以下、委嘱講師とする）が、報告課題の作成に係わる指導及び添削指導後の解説や試験対策等の学習をサポート
- 当該講師が受講生の高校や地域に訪問し、面接指導（スクーリング）を実施

以下の図表 2 は、通常の通信制授業と企業連携型の通信制授業を比較し、それぞれの特徴を示したものです。図表中の「学習サポート」は、単位修得条件を満たすために必要なわけではないものの、生徒の学習を促したり、学びの質を担保したりするために行われます。また通常、生徒には面接指導のために通信制高校の校舎やスクーリング会場に登校することが求められますが、講師が逆に生徒の高校・地域を訪問することで、生徒の経済的・時間的負担を軽減することが可能となります。

＜図表 2：通常の通信制授業と企業連携型の通信制授業の比較＞

	通常の通信制高校における授業	企業連携型の通信制授業
授業の対象	● 自校（通信制高校）の在籍生徒向け	● 他の全日制高校の生徒向け ※複数校生徒の同時受講も可能
内容	● 教材中心の「そろえる学び」	● 個別最適な「伸ばす学び」
企業の参画余地	● 小さい	● 公教育の充実に貢献したい企業の参画余地は大きいと想定
質の確保の方策	● オンラインでの同時双方向型の授業はなし	● <u>オンラインを活用した同時双方向型授業に加えて添削指導や試験などの学習サポートを実施</u>
面接指導	● 生徒はスクーリング会場に行く必要がある ※生徒には経済的・時間的負担が発生	● <u>生徒の在籍校・国内留学先校がスクーリング会場</u> ※特に離島や中山間地域の生徒の負担を解消

（2）企業連携型の通信制授業活用のメリット

企業連携型の通信制授業を活用する最大のメリットは、企業の専門的な知識やノウハウを活かしながら、学校で不足しがちな人的資源を補える点にあります。具体的なメリットとして、以下の3点が挙げられます。

1. 専門教員不足の解消

- 通信制高校や企業に所属する人材を活用することで、免許外の教員が主担当以外の科目を担当する際、その教員の負担を軽減することができます。
- 習熟度別授業（例：英語）を導入することで、きめ細やかな指導も実施しやすくなります。
- 将来的には、人員不足等により開設が困難な教科・科目を開講することで、個別最適な学びを提供できる可能性があります。

2. 生徒の多様な学習ニーズに対応

- 生徒が希望する科目を柔軟に履修できるため、個々の興味・関心をさらに伸ばすことができます。
- 生徒は自分のペースで学習しやすくなり、苦手科目の克服が期待できます。
- 企業の実践的な視点を取り入れることで、学ぶことの意義を感じられる授業づくりが可能となります。

3. 場所や時間の制約を緩和

- オンライン上には地理的制約がないため、遠隔地の生徒でも学習機会を得やすくなります。
- 「補習型」（後述する（3）の類型で解説）で行えば、時間割内に組み込まない形での授業展開も可能です。放課後や長期休暇中等、柔軟に日程を設定できます。

(3) 企業連携型の通信制授業活用の類型

学校が企業連携型の通信制授業の導入を検討する際には、以下の図表3のように、「対象校」「実施形態」「対象生徒」の3つの要素をどのように組み合わせるかが重要です。例えば、単独の高校で少数の希望者を対象に「補習型」を実施するケースと、複数校が合同で「時間割挿入型」で行うケースでは、調整する内容や必要な手続きが大きく異なります。

<図表3：通信制授業導入の分類に係る項目>

対象校	実施形態	対象生徒
単独校向け	補習型	希望者
複数校向け (複数校同時実施)	時間割挿入型	学年全員

図表4では、代表的な類型とともに、想定される実施方法や留意点を整理しています。対象校に「単独校 or 複数校」、実施形態に「補習型 or 時間割挿入型」、対象生徒に「希望者 or 学年全員」の分け方があることから、全部で8つのカテゴリーに分類することができます。

<図表4：通信制授業導入の類型及び想定される実施方法>

対象校	実施形態	対象生徒	想定される実施方法 (※)
単独	補習	希望	● 単独校の希望者を対象に、放課後等に学校や公営塾、寮等で実施
		全員	● 単独校の学年全員を対象に、放課後等に学校や公営塾、寮等で実施
	時間割	希望	● 単独校の希望者を対象に、時間割内に学校で選択科目として実施
		全員	● 単独校の学年全員を対象に、時間割内に学校で必修科目として実施
複数	補習	希望	● 複数校の希望者を対象に、時間割内に学校や公営塾、寮等で実施
		全員	● 複数校の学年全員を対象に、放課後等に学校や公営塾、寮等で実施
	時間割	希望	● 複数校の希望者を対象に、時間割内に学校で選択科目として実施
		全員	● 複数校の学年全員を対象に、時間割内に学校で必修科目として実施

(※) この表では、学校においては通信制課程に関わる学習が行われることを、公営塾や寮等においては学習支援に関わる指導が行われることを想定しています

このように多様な運用方法があるため、導入を検討する際には、校内の実情（教員数やICT環境等）、生徒の希望・人数、さらに教育委員会との連携手続き等を総合的に考慮する必要があります。基本的には、「単独校よりも複数校向け」、「補習型よりも時間割挿入型」、「希望者対象よりも学年全員対象」の方が、事前に調整を要する項目が増え、実施難易度は高くなります。特に「時間割挿入型」では、以下に示す留意点から、事前の準備期間を十分に確保することが重要となります。

<時間割挿入型についての留意点>

- オンライン上で指導を行う講師の出勤時間を固定するため、時間割は固定できることが望ましい。
- 複数校で実施する場合、始業/終業時間の差異があることや、各校でそれぞれ独自の行事等が存在することから、時間割を合わせることが難しい。
- 教育委員会との調整に相応の時間を要する（詳細は図表7のスケジュールイメージ参照）。

2. 企業連携型の通信制授業導入から単位認定までのプロセス

(1) 補習型：導入から単位認定までのフローチャート・各プロセスの内容・留意点

図表5は、全日制高校が、前述の類型のうち、「**単独校向け・希望者対象・補習型**」の通信制授業を導入し、最終的に単位認定に至るまでのおおまかな流れを示したものです。後段で紹介する、授業挿入型と比較すると導入は比較的容易です。

補習型では、学校として、授業開始前に通信制高校との学校間連携の書類作成や協定書の取り交わしに加え、授業終了後には単位認定に関する事務的手続きが発生します。ただし、授業は通信制高校が担当するうえ、生徒が放課後に学校以外の場所で学習する場合もあり、年間を通じての教員の負担は少なくなります。

<図表5：「補習型」の導入から単位認定までのフローチャート>

	内容	留意点
1. 導入方針の検討・合意	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職・教務部にて検討 ・生徒のニーズ把握 	生徒数、希望者の多さ、教員配置状況、学校の教育方針等、総合的に検討
2. 類型の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割挿入型 or 補習型を決定 	授業時間を時間割内に確保できるなら「時間割挿入型」、そうでなければ「補習型」を検討
3. 連携内容の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・科目・実施方法・単位認定方法の決定 	授業の実施方法、評価方法、費用負担、単位の扱い等を明文化
4. 校内決裁	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での合意 ・学校長の承認 	学校間連携の書類を作成し、通信制高校と覚書締結
5. 体制準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境の整備 ・担当者の決定 	生徒向けの説明会、ICT環境や教室確保、担当者の配置等の実務面の調整
6. 授業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・レポート提出、対面指導、試験の実施（通信制高校が評価） 	レポートの提出方法、面接指導・試験・評価の日程を調整
7. 単位認定	<ul style="list-style-type: none"> ・通信制高校から単位習得認定の通知 ・導入校で単位認定 	通信制高校の単位習得認定を踏まえ、全日制高校として卒業要件の単位として認定
8. 振り返り・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・実施上の課題・成果の検討 ・次年度に検討・拡大等 	実施内容の振り返り、課題抽出、次年度に向けた改善点の共有

(2) 時間割挿入型：導入から単位認定までのフローチャート・各プロセスの内容・留意点

図表6は、全日制高校が、前述の類型のうち、「**単独校向け・全員対象・授業挿入型**」の通信制授業を導入し、最終的に単位認定に至るまでのおおまかな流れを示したものです。

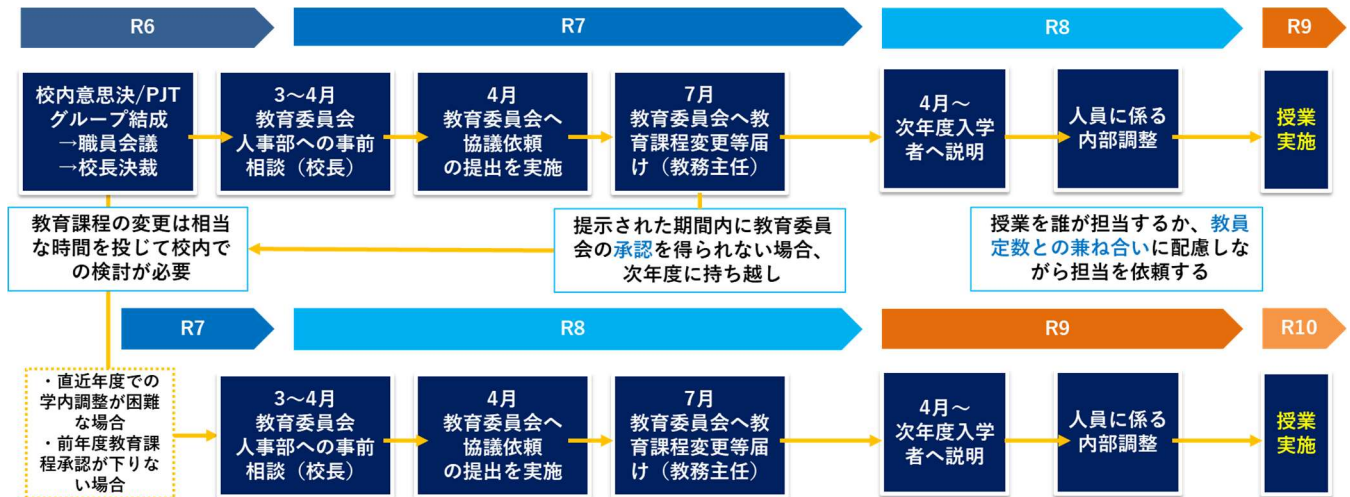
教育委員会への届け出・承認から実際の授業実施までには、さまざまな手続きが発生する可能性があり、管轄の教育委員会との連携と長期的な計画が必要になります。さらに、管轄の教育委員会から教育課程の変更等が承認され、実際に授業を実施する前には、実施年度に入学する生徒及び保護者への説明会の実施が必要になります。

<図表6：「時間割挿入型」の導入から単位認定までのフローチャート>

	内容	留意点
1. 導入方針の検討・合意	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職・教務部にて検討 ・生徒のニーズ把握 	生徒数、希望者の多さ、教員配置状況、学校の教育方針等、総合的に検討
2. 類型の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割挿入型 or 補習型 	授業時間を時間割内に確保できるなら「時間割挿入型」、そうでなければ「補習型」を検討
3. 連携内容の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・科目・授業形態・単位認定方法 	授業の実施方法、評価方法、費用負担、単位の扱い等を明文化
4. 校内決裁	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での合意 ・学校長の承認 	「学校間連携に関わる覚書」等の学校間連携の書類を作成し、通信制高校と覚書締結。
5. 教育委員会への届出	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会への届出 	教育課程変更等の届けなど管轄教育委員会が指定する書類を作成・提出
6. 実施年入学者へ説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者及び保護者への説明会の実施 	実施年の入学者及び保護者への説明会の実施
7. 連携授業の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割作成 ・IT環境整備等 	生徒向けの説明会、ICT環境や教室確保、担当者の配置等の実務面の調整
8. 授業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・レポート提出 ・対面指導 	レポート課題の提出方法、スクーリング日程の確保、試験・評価のタイミングを調整。
9. 単位認定	<ul style="list-style-type: none"> ・通信制高校から単位習得認定の通知 ・導入校で単位認定 	通信制高校の単位習得認定を踏まえ、全日制高校として卒業要件の単位として認定
10. 振り返り・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・導入校内での振り返り ・次年度に向けた校内体制の改善等 	実施内容の振り返り、課題抽出、翌年度に向けた改善点の共有

図表7は、図表6の「1. 導入方針の検討・合意」から「8. 実施開始」について、令和6年度の冬頃から取り組んだ場合の具体的なスケジュールイメージを示しています。学内での合意形成や教育委員会との調整や、入学検討者に対する事前告知等の必要があるため、**最短でも検討開始から2年程度はかかる**可能性があります。

<図表7：図表6における「1～8」までのスケジュールイメージ>



通信制授業を時間割に挿入する際、教育課程の変更等を届け出る前に、教育委員会への事前相談や所定の書類の提出が必要となります。このことを踏まえ、校内で十分に協議を行い、必要に応じてプロジェクトグループを結成するなどして検討を重ね、職員会議等で合意形成を図るようにしてください。

また、通信制課程の科目の活用にあたり、教員の配置に影響が生じる等の人事に関わる事が予想される場合は、教育課程の変更等の届出を提出する前の**4月までに教育委員会人事部への事前相談、4月中に教育委員会への協議依頼の提出が求められます**。教育委員会の各手続きにおいて承認を得られなければ、再度校内での検討や教育委員会との協議が必要となり、状況に応じて翌年度に持ち越すことも考えられます。そのため、管轄の教育委員会との細やかな調整ができるような関係性を構築しておくことも重要です。

加えて、管轄の教育委員会により教育課程の変更等が承認された後も、**実施年度の入学者及び保護者への説明会の実施や通信制授業に関する担当窓口となる教職員の配置等**、内部の調整が求められます。

※管轄の教育委員会により上記スケジュールは前後する可能性があるため、教育委員会とよく相談をしながら進めるようにしてください

(3) 導入時から実施までの留意点

企業連携型の通信制授業を導入するに当たっては、以下の留意点も考慮しながら進めてください。

<留意点>

1. 連携先（企業等）と通信制高校との協定書締結による影響

企業と通信制高校の間では、責任範囲や評価方法等を書面化していますが、授業を導入する学校においては、企業との間で協定書を締結する必要はありません。

2. 担当教員・校内体制の確保

導入校及び連携先の通信制高校の連絡窓口を明確にし、情報共有を円滑に行える体制づくりも大切です。原則として通信制高校の授業を活用するものの、授業で使用する教室の管理や学習状況の見回り等のために必要となる人員を配置するかどうかは、導入校の判断によります。

3. オンライン環境の整備

オンライン上で、オンデマンドの授業に加え、同時双方向型の授業や学習サポートが行われることになります。特に長時間にわたって学級全員がインターネットを利用する状況になる場合、インターネット環境の整備については、導入校側で事前の確認が必要です。

3. 導入事例 単独校向け補習型（希望者）・情報Ⅰ

(1) 事例概要

ここでは、企業連携型の通信制授業として、ライフイズテック株式会社、クラーク記念国際高等学校、そして弊財団が連携して実施した**単独校向け補習型（希望者対象）の「情報Ⅰ」導入例**をご紹介します。

本事例で上記の両者と連携した背景は、以下の通りです。

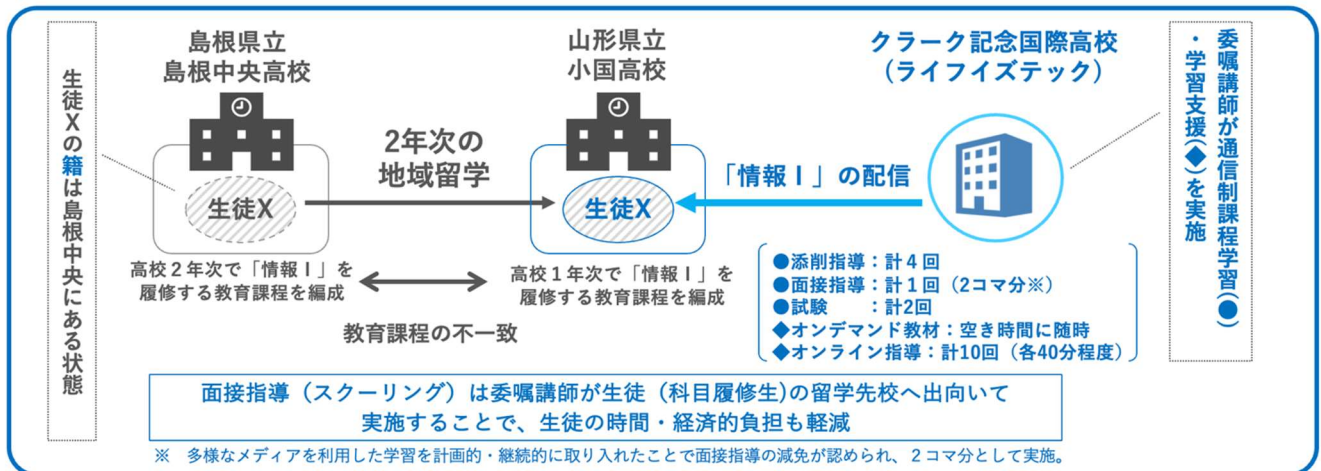
- **ライフイズテック株式会社**
 - IT教育分野に強みを持ち、既に情報Ⅰのカリキュラムに即した教材を開発しており、学校現場での導入も多く進んでいる
 - クラーク記念国際高等学校と連携し、カリキュラム設計・講師派遣・オンライン学習システムの提供等を実施することが可能
- **クラーク記念国際高等学校**
 - 既に「情報Ⅰ」を開講しており、学習指導要領に準拠した評価・単位認定の実績を有している
 - 「学校間連携」の制度を活用し、他の高等学校に在籍する生徒がクラーク記念国際高等学校の科目履修生として必要な科目の単位を修得することで、生徒の在籍する高等学校の卒業単位として認定される仕組みを整備

本事例では、2年次の国内単年留学時（※）の必履修科目「情報Ⅰ」の履修において、「学校間連携」を活用しています。原籍校である島根県立島根中央高校では、「情報Ⅰ」を2年次に履修をしますが、留学先校である山形県立小国高校では1年次に履修をする科目であったため、必履修科目におけるカリキュラムギャップが生じました。

※ 2年次の国内単年留学：内閣府による高校生の地域留学推進・高校魅力化事業として、高校2年生の1年間を他の地域の高校で過ごす国内留学が可能となっている

このギャップを補完する必要があるため、そのためにクラーク記念国際高等学校の科目履修制度を活用し、原籍校である全日制課程の島根県立島根中央高校の単位として認定する対応を取りました。図表8にて当該事業の全体像を示します。

<図表8：企業連携型の通信制授業「情報Ⅰ」実施スキーム>



※ 今回は、県外の高校をつなぐかたちの実証となったが、同一県内の高校同士をつなぐかたちでも実施は可能

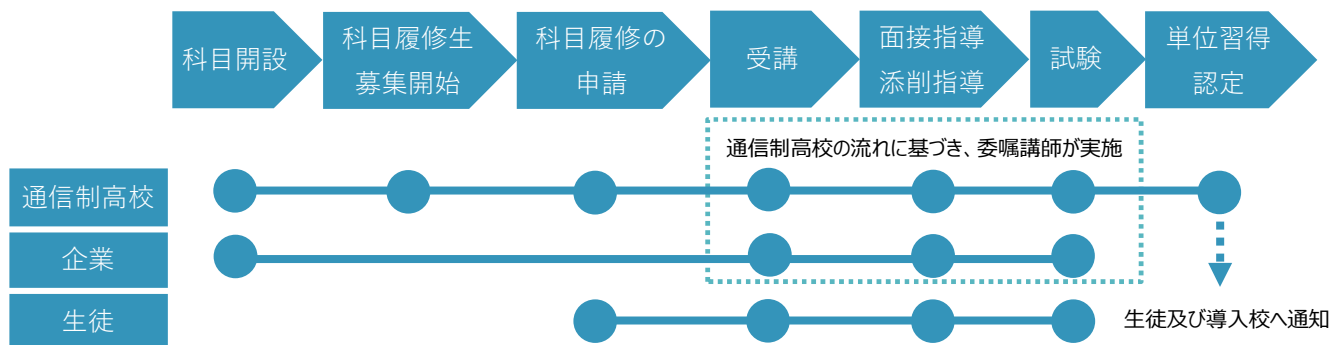
<本授業の特色>

1. 単独校向け「補習型」の授業運営
 - ① 時間割を変えず、放課後や長期休暇を活用して希望者のみが履修できる形式
 - ② 生徒本人の履修意欲を活かしやすく、自主性のある生徒には特に効果が期待できる
2. 多面的なサポート体制
 - ① オンデマンド教材、オンライン上の学習サポート、面接指導（スクーリング）、試験に企業が連携しており、どの段階でも専門性の高い指導や学習支援ができる
 - ② 企業が提供するWEB学習システムでは、全国平均との比較など、学習成果を客観的に把握できるため、指導計画の改善にも役立つ
3. 導入校への通知と単位認定
 - ① 通信制高校が単位を認定すると同時に生徒本人と導入校に通知するため、学校全体で進路や学習計画を調整しやすくなる
 - ② 認定された単位は、学校間連携により卒業要件の単位数に加算することが可能となるため、事前に協定書の締結や成績会議の日程を共有しておく、手続きを円滑に進めることができる

(2) 導入の流れ

次に、科目開設から単位習得認定までの流れについて解説します。図表9では、企業連携型の通信制授業「情報I」の実施における科目開設から単位習得認定までの手順と、通信制高校・企業・生徒それぞれの動きを示したものです（これは、前述の図表6の「6. 授業実施」をより具体的に示したものです）。

<図表9：科目開設から単位認定までの流れ>



● 履修

通信制高校は、実施前年度に科目開設までの各種必要な手続きと科目履修生の募集を開始しました。本事例は、**補習型**であるため、科目履修に当たっては、**生徒本人が科目履修の申請を実施**。履修手続き完了後、通信制高校が、教材等を生徒へ郵送しました。

● 授業

授業開始後、生徒はオンデマンド教材を用いて学習を進めました。企業連携型の通信制授業である本科目は、企業の専門性を活かした**オンライン上の学習サポート**が付随しているため、レポートの作成に必要な指導や添削指導後の解答解説を受ける際でも、対話的なワークを通じて理解を深めやすくなりました。

● 面接指導（スクーリング）

面接指導（スクーリング）では、**委嘱講師が実際に受講生の高校（導入校）に訪問**。このため、受講生が遠方まで移動する負担を最小限に抑えられました。対面でのコミュニケーションにより、生徒のモチベーションも向上したことが、実施後のヒアリング調査で判明しています。

● 試験

試験についても、**通信制高校の教員が試験監督者として導入校を訪問**。試験問題に関する質問対応等については、本科目の担当教員である企業社員が試験時間前からオンライン上で待機し、必要に応じて対応しました。通っている学校で試験を受けられたため、生徒の負担も軽減することができました。

● 単位修得認定

単位修得認定については、報告課題の提出状況、試験の採点結果及び課題の成果物を踏まえ、「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に取り組む態度」の3観点による委嘱講師が示す学習の成果の根拠に基づき、通信制高校が単位の修得を認定します。この認定結果は、通信制高校から、生徒本人及び導入校に通知され、成績も合わせて連絡されます。導入校ではその単位を受講生の卒業に必要な単位数に加えます。

(3) 各所連携の流れ

ここでは、企業連携型の通信制授業の実施する際に、通信制高校・企業・導入校（全日制高校）・受講生がどのような動きや関わりになるのかを解説します。生徒や学校が直接企業とやり取りすることは、授業以外ではありませんが、通信制高校と各種手続きを行う必要がありますので、漏れなく対応することが重要です。

● 企業と通信制高校

- ✓ 通信制高校の指導計画の策定などにも影響が生じるため、企業と通信制高校は、前年度から密に連携して授業内容・実施方法についてすり合わせ
- ✓ 授業開始時には、通信制高校が企業社員を通信制高校の教員として委嘱
- ✓ 企業社員が教員免許を有していない場合は、通信制高校の管轄である教育委員会が定めた手続きを経て、その企業社員に臨時免許状の交付、または特別非常勤講師として届出
- ✓ 単位認定に必要な添削指導（レポート）、面接指導（スクーリング）、試験（テスト）には、通信制高校の教員と委嘱講師が対応
- ✓ 年間 10 回ほど行われたオンライン上の学習サポートも委嘱講師が実施

＜補足＞ 本事例で使用した WEB 学習システムは、既に多くの学校で導入された実績があり、内容を網羅的・体系的に学ぶことができるとともに、試験やその練習問題では全国平均と比較することが可能です。

● 導入校・生徒と通信制高校

- ✓ 導入校と通信制高校は、事前に学校間連携や面接指導（スクーリング）時の施設利用等について、事前に協議の上、合意することが必要
- ✓ 生徒と通信制高校は、事前に科目履修や教材手配等の手続きを行う
- ✓ 受講終了後、通信制高校は導入校・生徒に対して成績・単位認定等について通知
- ✓

＜図表 10：導入校・生徒と通信制高校の連携時期＞

	前年度 3 学期	1 学期	2 学期	3 学期
導入校—通信制高校	<ul style="list-style-type: none">● 学校間連携合意書の作成・合意● 施設利用の協定			<ul style="list-style-type: none">● 単位習得認定～単位認定の手続き
生徒—通信制高校	<ul style="list-style-type: none">● 履修申込み● 教材等の送付			<ul style="list-style-type: none">● 成績の通達

(4) 授業の成果

実際に、企業連携型の通信制授業を実施したことで、生徒は実施した試験において、全国平均と同等の得点をとることができ、一定の学習定着を得られました。加えて、実践的な課題学習を通して、自身の関心のある事柄と結び付けながら、WEBサイト制作を実施できるまでの成長が見られました。

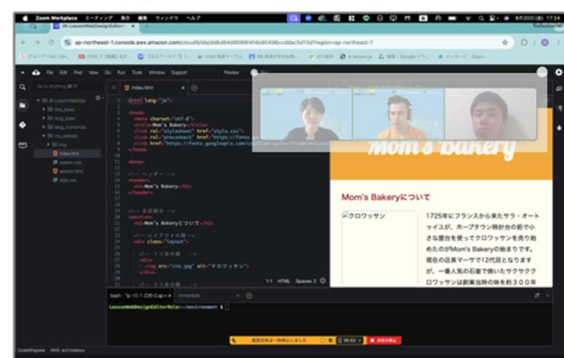
● 企業による専門性の高い教育の提供による高い学習効果

- ✓ 全国の高校1～3年が受けるものと同等の試験で、全国平均レベルの得点を獲得
- ✓ 実践的な課題学習や業界動向を取り入れることで、情報科学分野における興味・関心が育まれた
- ✓ 情報Iの学びを生徒自身の関心のある事柄に紐づけることでモチベーションアップが見られた
- ✓ WEBサイト制作を生徒自身の力で実施することができた

<生徒が制作したサイトTOP>



<実践的な学びを受ける様子>



● 生徒の負担軽減

- ✓ 生徒は遠出せずとも、通っている高校でスクーリングが受けられたため、移動にともなう経済的負担を軽減することができた
- ✓ スクーリングの際は、個々の生徒に応じて時間を調整することが可能であったため、生徒の時間的負担も軽減できた
- ✓ オンデマンド教材とオンラインサポートを組み合わせることで、個々の生徒に合わせたペースで学習が可能となった

● 教員の負担軽減

- ✓ 今回の事例においては、高校2年次の国内単年留学時に生じたカリキュラムギャップを補完する必要があり実施したものであり、本来生じる可能性があった、生徒が原籍校に戻った後での個別対応や、留学先校が他学年履修対応等の検討といった個別対応を避けることができた
- ✓ (遠隔授業と異なり) 通信制授業であったため、生徒が通っている学校の教員が授業の担当をしなくても、年間の授業を完遂することができた

<受講生徒の感想>

- WEB サイト制作を通して、デザイン、マーケティング面への学びも目標の一つになった。
- 通常授業と深まった比較すると、頻度が少なく、自身のやりたいこととのバランスを考えながら授業が受けられ、負担が大きくないことで受講しやすさを感じる。
- オンラインサポートやスクーリング時の参加者同士の交流が楽しかった。
- 講師による各種サポート時の対話により、自分の考えの言語化や思考整理ができるようになった。
- 学習を通じて情報 I への理解が進んだ。

<委嘱講師の感想>

- 問題解決思考や論理回路等、対話型のワークでオンライン上のサポート学習を実施した項目の正答率が75%以上と高かった。
- 生徒本人が自主的に学習した「データの活用」について、複雑なデータの読み取りにも関わらず、正答率は44%と良好な結果だった。
- 60分間の試験時間を時間いっぱい使って解答しようとする姿勢が見られた。
- 高校2年生にも関わらず、受験年度生も対象にしたものと同内容の試験で平均点をとれていることから、実際の成果が見られて嬉しい限り。

4. おわりに（今後の展望）

企業連携型の通信制授業を導入することで、地域の教育格差を解消しつつ、生徒一人ひとりの多様なニーズに対応した質の高い学びを提供できる可能性があります。もっとも、今後の導入を拡大・加速していくうえでは、「（1）教育現場のニーズに沿った教科・科目は何か」、「（2）当該ニーズに沿った企業の知見・ノウハウの活かし方はどういったものか」、「（3）導入プロセスにおける制約条件がある中でスムーズな導入プロセスはないか」といった観点を検討していく必要があります。

（1）教育現場のニーズのある教科・科目の開設

現在、小規模の公立高校では、教員数が基本的に不足していることから、専門科目の教員がいない場合には、免許外申請や特別免許状の申請などにより、1教員が複数科目を担当しているケースも多くなっています。一方で、生徒からの教科対応ニーズは、習熟度別の観点も踏まえると多様化しています。学校現場、生徒それぞれのニーズに耳を傾け、今後の科目開発を進めることで、小規模公立高校が抱える課題の解決策が見えてくると考えられます。

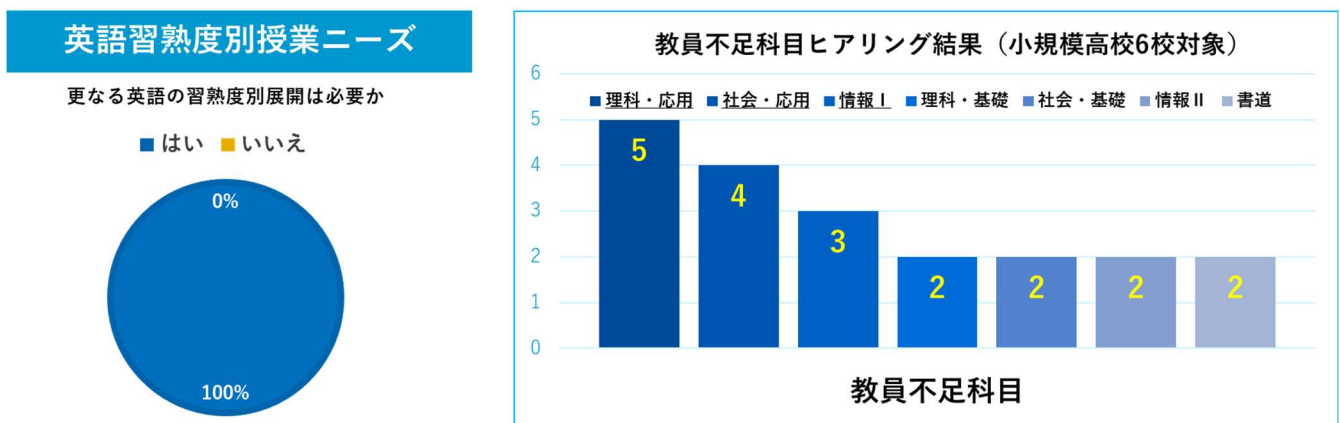
こうした観点をもとに、小規模公立高校6校にヒアリング調査を行った結果、以下のような科目のニーズがあることが分かってきました。

- **理科・社会**：例えば理科であれば、物理や化学など、専門的な知識を要する科目が複数含まれており、それぞれで質の高い授業を実施するためには、その分の専門教員の配置が必要となる。しかし、小規模高校でそれだけの教員をそろえるのは困難であり、専門分野に偏りが生じやすくなっている。どの科目においても質の高さを担保するためには、通信制なども活用した知識やノウハウのサポートが求められる。

- **英語**：主要科目であることから教員は不足していないものの、小規模校では生徒間の学力差がかなり大きく、その影響で、高学力層への対応が後手に回りがちである。例えば、海外留学を視野に入れるような高学力層に特化し、かつ生徒の進捗を把握できるコンテンツがあれば、個別性の強い生徒ニーズにも応えられる。
- **芸術（音楽・美術・工芸・書道）**：「書道」については、免許保持者の不足傾向がある。また、「工芸」については、どの学校も開講できていない状況で、生徒側から見たときに、選択肢が限られた状態である。専門家の協力を得ることで、より高度な創作・鑑賞体験を提供できるのではないかと。
- **その他、専門科目（※）**：「商業」「工業」「宗教」など、普通科で開講されない科目については、免許保持者自体が少なく、大規模校でさえ非常勤講師すら確保しづらい。
 ※専門科目は必履修科目には該当しないが、授業の開講ができれば、潜在的生徒ニーズに応えることができ、履修に繋がる可能性もあることから記載

図表 11 は、上記ヒアリング調査（教員不足などを理由に開講できていない科目、あるいは通信制の授業を取り入れることのニーズのある科目に対する聞き取り）の結果です。こうした結果も参考に、どのような科目の開設が教育現場のニーズにマッチしているかを検討していく必要があるでしょう。

<図表 11：学校現場への科目開発ニーズ（小規模公立高校 6 校へのヒアリング調査より）>



（2）企業の力の活かし方

本マニュアルでは、「情報Ⅰ」分野に高い専門性を持つライフイズテック株式会社との連携事例を紹介しました。他にも、さまざまな企業がその強みや専門性を活かすことのできる科目は複数存在すると考えられます。とりわけ、前述の「教育現場にニーズのある教科・科目」については、企業が有する知見・ノウハウを投入することで、通常の学校の学びでは得がたい「伸ばす学び」をより効果的に実現できる可能性があります。

次頁の図表 12 では、前述の「教育現場にニーズのある教科・科目」に関して、専門性を有する可能性が高い業種の例を掲載しています。こうした業種に属する企業が、専門的な知見やノウハウをもとに通信制授業を開講し、公教育に関与することができれば、小規模の公立高校に通う生徒の選択肢の幅が確実に広がるでしょう。

＜図表 1 2 : 企業が強みを活かした科目を開発できる可能性がある業界＞

教科名	科目名	関連する業界（一例）
地理歴史	世界史探究	観光業、出版業、放送業
	地理探究	観光業、地図制作業、不動産業
理科	物理	電子部品製造業、航空宇宙産業、エネルギー業
	地学	石油・天然ガス産業、環境保全業、鉱業
芸術	音楽	音楽機器製造業、エンターテインメント業
	美術	映画制作業、デザイン業
	書道	印刷業、出版業、文化活動関連業
	工芸	木工・家具製造業、工芸品製造業

通信制授業の開発・実施は企業にとってコストがかかるものの、以下のような点でメリットもあると考えられます。

① 社会的責任と企業のブランディング

企業は、社会的責任（CSR）の一環として、教育や地域への貢献活動を行うことが増えています。特に、若い世代への教育支援は、企業の社会的な影響力を高める手段として効果的とみられます。

② 人材採用活動

企業にとって、教育への支援は将来活躍し得る人材を発見する場にもなり得ます。特に専門的な分野を持つ企業にとっては、その分野に興味を持ち、将来のキャリアをその企業に見出してくれる学生を育成することの価値は高いと考えられます。

③ 社員のスキルアップ・モチベーション向上

講師として参加する社員自身のスキルアップになることに加え、社会貢献に直接携わったという経験は、リーダーシップやコミュニケーション能力といった非認知能力の向上やモチベーションアップにもつながると考えられます。

（3）よりスムーズな導入プロセスの模索

通信制授業を「時間割挿入型」で導入しようとする、対象がひとつの県立高校であったとしても、時間的制約が大きな課題となります。これは、前述の通り、学内での合意形成・教育委員会との調整・対外的な説明に時間を要するためです。このような時間的制約を軽減するため、本マニュアルで提示した導入プロセスとは異なるかたちも模索していくべきかもしれません。現時点では、以下の2つのパターンが考えられます。

✓ 対策案① 県教育長などからのトップダウン型での導入

現場からボトムアップで新たな仕組みを入れようとする時間がかかりますが、こうした取組に共感する教育長等と連携し、トップダウンで意思決定ができれば時間的制約を軽減できる可能性があります。

条件不利地域の高校における教員不足などに対応すべく、「遠隔授業」の導入を進めている県も複数ある模様です。そのような県と「企業との連携の意義・あり方」について議論していくことも重要でしょう。

✓ 対策案② 町立高校・市立高校でのモデルケースづくり

町立の大空高校、及び大空町教育委員会に対するヒアリングを通じて、町立・市立の高校は県教育委員会の管轄ではないこともあり、比較的柔軟で個別事情に応じた意思決定をしやすいことが分かりました。「企業連携型の通信制授業」の導入にはまだ解決しなければならない課題も多いことから、まず町立や市立の高校でモデルケースをつくり、それをカスタマイズして横展開を図っていくといった方法も選択肢として考えられます。

教員不足が深刻化する中、特に小規模校や条件不利地域の高校において、多様な学びの機会を確保することは喫緊の課題です。その解決策の一つとして、企業の持つ専門的な知識や技術、人材を活用し、学校では提供が難しい高度で実践的な学びを実現することが求められています。

「企業連携型の通信制授業」は、地域の枠を越えた教育の機会を提供できるだけでなく、生徒が社会とのつながりを実感し、将来のキャリア選択の幅を広げる契機にもなります。本マニュアルは、企業と学校が円滑に連携し、個別最適で質の高い学びを実現するための指針を示すものです。これを活用し、地域の特性や生徒のニーズに即した企業連携型の通信制授業の導入にチャレンジする学校が増え、持続可能な学びの場が広がることを願っています。

1 関連法令・通知等

- 学校教育法施行規則 第97条第1項・第2項
 - 高等学校における学校間連携の根拠となります。通信制課程を活用して履修した科目を単位認定できることが示されています。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合には、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

- 「高等学校等における学校間連携等の実施に係る留意事項等について（周知）」（令和5年5月8日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）
 - 連携協定の締結手続き、単位認定方法等について実務上の留意点を示した通知です。導入校で既に開設されている科目であっても、より専門性の高い授業を実施するために、開設することが可能であるということが明記されています。
- 各自治体の教育委員会規程・要綱
 - 連携導入手続きや様式、届け出の期限等が規定される場合があるため、必ず確認が必要です。

2 越境ガイドラインについて

経済産業省令和5年度「学びと社会の連携促進事業『未来の教室（学びの場）』創出支援事業」の実証事業において、弊財団で「越境ガイドライン」を作成しました。弊財団では、国内単年留学をはじめ高校生の「越境活動」の促進をしてきました。しかしその推進の中で、越境活動の意義について理解していただけても、実際に在籍する生徒を参加させることに「難しさ」を感じている教職員の方々が多く、とりわけ「学校間連携」の制度の活用に関して、弊財団にもよくご相談をいただきました。

そこで、**学校間連携を進めるためのポイントや課題を具体的に提示することで、生徒の多様な学びを支援する教職員の方々の一助となるように、本ガイドラインを作成しました。**学校連携の意義や留意点について詳細を記載しておりますので、参考にさせていただきますと幸いです。

- 「越境ガイドライン」（一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム）掲載ページ
<https://mirai-highschool.jp/20241125-2/>

3 運用上のサンプル書式

学校間連携申請書（例）

学校間連携による単位認定に係る連携合意書

〇〇立〇〇高等学校（以下「甲」という。）と〇〇高等学校（以下「乙」という。）とは、学校教育法施行規則第97条の規定により、甲の生徒が、乙の教科・科目を履修し、乙が学修成果の単位認定（以下「学校間連携」という。）を行うことに関し、必要な事項を以下のとおり定める。

（目的）

第1条 甲及び乙は相互に協力して、甲に在籍する生徒が、乙の科目履修を希望する生徒の能力、適性、興味、関心、進路希望等、多様化の実態を踏まえ、履修の選択幅を拡大するとともに、個に応じた専門性の高い科目や特色のある科目の学習を促進し、自ら学ぶ意欲の向上、生涯にわたる学習の基礎を培い、社会の変化に対応できる意欲を高めるよう努めるものとする。

（実施の範囲）

第2条 甲及び乙間において、課程・学科・コース等の別を問わず実施することができるものとする。

（学校間連携の推進）

第3条 甲及び乙は、学校間連携の円滑な推進のため、教育課程に関すること等は以下の（1）から（4）のとおりとする。

（1）教育課程に関すること

教科・科目	単位数	実施学年 (年次)	生徒数	実施形態	備考
〇〇	〇単位	〇学年	〇名	通信教育 (科目履修)	メディア減免適用 (10分の〇)

（2）出席・欠席等の取扱いに関すること

乙の教務規程（内規）に準ずる。

（3）学習成績の評価・評定に関すること

乙の教務規程（内規）に準ずる。

（4）その他必要な事項に関すること

その他必要な事項が発生した場合、甲及び乙による協議の上、決定するものとする。

（教科・科目の単位認定）

第4条 学校間連携における履修教科・科目は甲における開設の有無に関わらず、乙で開設される全ての教科・科目を対象とすることができる。

2 乙の校長は、同校において学校間連携によって学修を行っている甲の生徒の当該履修科目の成績の評価及び単位修得の認定を行い、甲の校長は、当該履修教科・科目の単位数を甲の全課程の修了に必要な単位数に加えるものとする。

3 前項の規定に基づき加えることのできる単位数は、学校教育法施行規則第99条の規程により、同施行規則第98条の規定に基づき与えることのできる単位数との合計数が36を超えないものとする。

（授業の形態）

第5条 乙における学習指導は、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインに基づき以下のとおりとする。

（1）面接指導

（2）添削指導

（3）試験

（学校事故及び生徒指導上の留意事項）

第6条 乙の管理下における事故発生時の対応は、乙において行う。ただし、当該事故に係る事後指導は甲において行う。

以上合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）（所在地）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇高等学校

校長 〇〇 〇〇

（乙）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇高等学校

校長 〇〇 〇〇

施設設備使用に関する覚書・覚書（例）

学校間連携 施設設備使用に関する覚書

〇〇〇立〇〇高等学校（以下「甲」という。）と、〇〇高等学校（以下「乙」という。）とは、学校間連携において多様な学びの実現を志す生徒に対する乙の教育を実施することに伴い、甲の施設・設備の使用に関し必要な事項について、以下のとおり定める。

（目的）

第1条 乙は、甲の教育活動に支障がないことを確認の上、甲の施設設備を使用して学校間連携を活用する生徒に対する乙の教育を円滑に実施することを目的とする。

（使用内容と範囲）

第2条 乙の教育の実施に伴う甲の施設・設備使用の範囲は以下のとおりとする。
尚、使用時期、使用時間等の詳細は双方協議の上、決定するものとし、また、使用の回数が変更となる場合も同様とする。

内容	使用の回数	教室	教室数
面接指導	最低2回	普通教室又は特別教室	1
試験	最低1回	普通教室又は特別教室	1
その他学習支援	最低10回	普通教室又は特別教室	1

（費用）

第3条 乙は甲に対し、次のとおり使用料を支払うものとする。その他の施設・設備について、費用が発生する場合、甲乙協議の上、決定するものとする。

教室区分	収容人数	使用料【1コマ当たり】
普通教室	最大40名まで	0円
特別教室	最大40名まで	0円

2 その他、費用が発生する場合は、甲乙での協議にの上、定めるものとする。

（協議）

第4条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）（所在地）

〇〇〇立〇〇高等学校
校長 〇〇 〇〇

（乙）（所在地）

〇〇高等学校
校長 〇〇 〇〇